

神戸市上下水道事業審議会

今後の水道事業経営について

# 第5回 専門部会

令和5年10月4日

Kobe City Waterworks Bureau

\*神戸市水道局

## 料金体系

1. これまでの振り返り・今回の審議内容 …… P3
2. 水道料金の算定方法 …… P6
3. 料金体系の検討 …… P13
4. 料金表 …… P21

## 参考資料

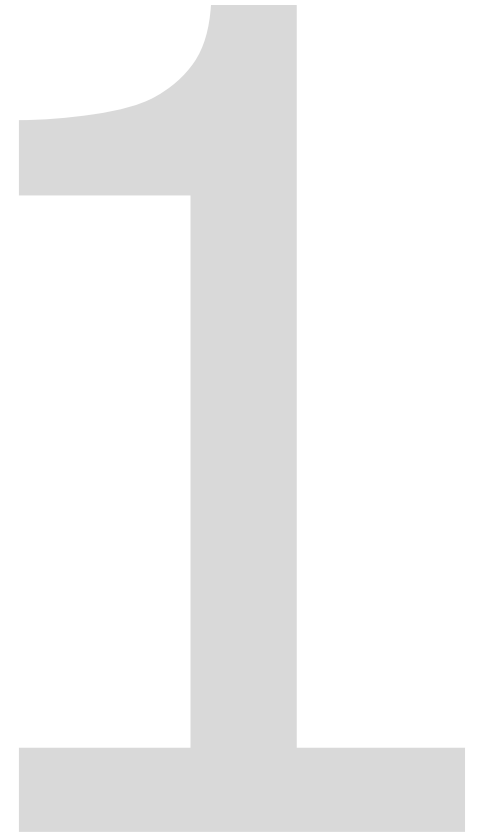
- ・ 現行の水道料金について …… P27
- ・ スケジュール予定 …… P28
- ・ 総括原価における長期前受金戻入の取扱い …… P29
- ・ 昭和60年前後の財源構成 …… P31
- ・ 公営企業の財源 …… P32
- ・ 各指標値の推移 …… P33
- ・ 現行料金体系の課題（第4回専門部会資料より抜粋） …… P35
- ・ 他都市比較 …… P43
- ・ 第4回専門部会での主な意見 …… P44

# 目次

これまでの振り返り

・

今回の審議内容



R4. 12. 27

**第100回 神戸市上下水道事業審議会にて諮問**

R5. 2. 16

**第1回 専門部会『水道事業経営の現状』**

神戸水道の特徴・経営状況

R5. 3. 30

**第2回 専門部会『更新需要増大に関する投資のあり方』**

更新対象・更新量の設定・更新の工夫

R5. 5. 29

**第3回 専門部会『企業債の発行基準など資金確保の手法等』**

企業債の発行基準・企業債発行の管理目標

R5. 7. 31

**第101回 神戸市上下水道事業審議会にて専門部会の審議状況報告**

①企業債と料金水準のバランス、②料金体系、③広報のあり方を含めて審議することを決定

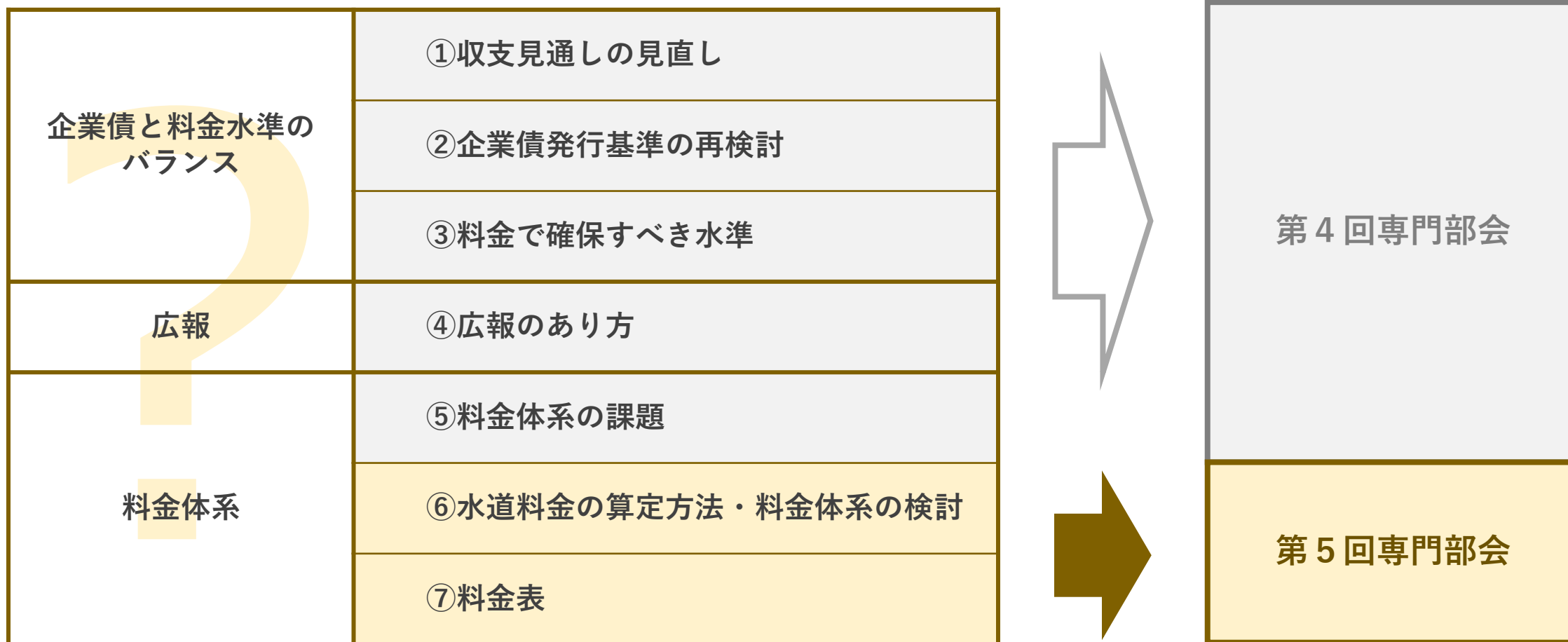
R5. 9. 25

**第4回 専門部会『企業債と料金水準のバランス・料金体系の課題』**

企業債発行基準の再検討、料金で確保すべき水準、料金体系の課題、広報のあり方

これまでの専門部会・審議会本会での議論を踏まえ、今回の第5回専門部会では、下記⑥～⑦の論点について検討を行います。

## 今後の専門部会における論点整理



# 水道料金の算定方法



## 地方公営企業法第21条第2項

前項の料金は、**公正妥当なもの**でなければならない、かつ、**能率的な経営の下における適正な原価**を基礎とし、地方公営企業の**健全な運営を確保**することができる **もの**でなければならない。

## 水道法第14条第2項第1号

前項の供給規程は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

- 一 料金が、**能率的な経営の下における適正な原価**に照らし、**健全な経営を確保**することができる **公正妥当なもの**であること。

### 能率的な経営の下における適正な原価



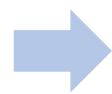
水道事業が公益事業としてなすべき正常な努力を行った上で必要な**営業上の費用**や、水道施設の計画的な更新等の原資として**内部留保すべき額**を含むもの。 → **総括原価**と呼んでいます。

### 健全な経営を確保



適切な資産管理に基づき、水道施設の**維持管理**や計画的な**更新**などを行うとともに、水道事業の運営に必要な**人材を確保**し、継続的なサービスの提供が可能となるよう、水道事業を経営すること。

### 公正妥当なもの



能率的な経営の下における適正な原価及び需要者に適正に配分する料金体系の両面から判断し、料金と需要者が受ける**サービスの調和**がとれていること。

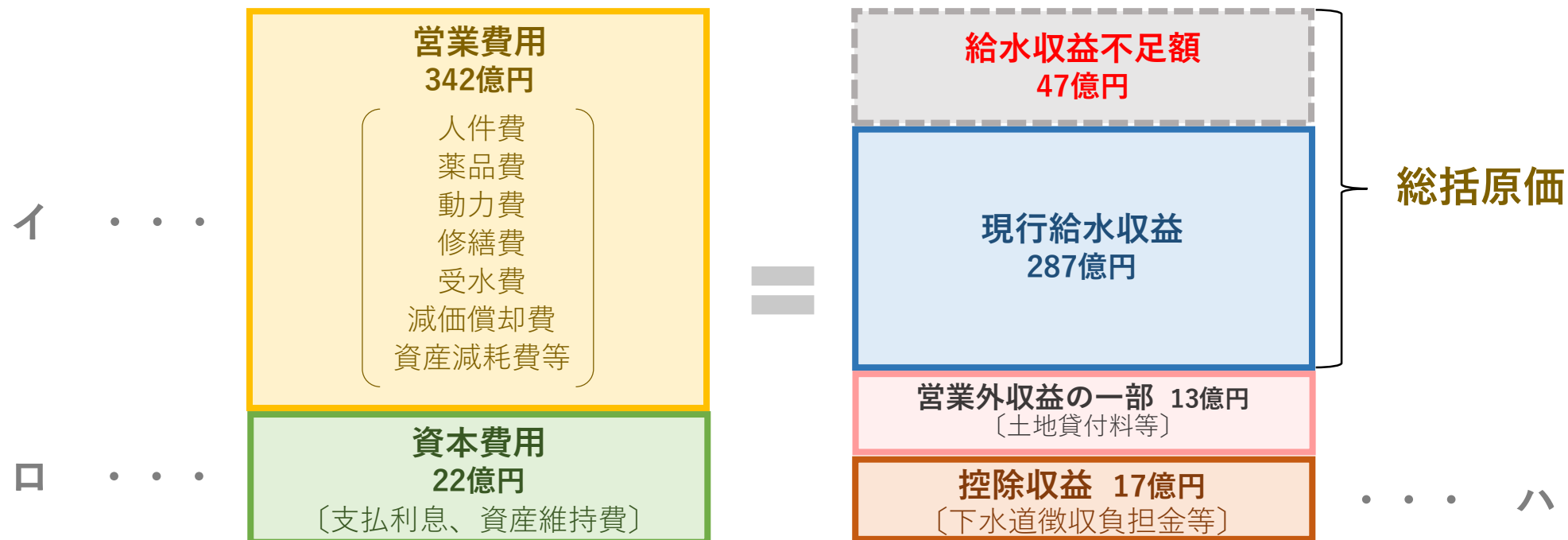
## 水道法施行規則第12条第1号

一 料金が、イに掲げる額とロに掲げる額の合算額からハに掲げる額を控除して算定された額を基礎として、合理的かつ明確な根拠に基づき設定されたものであること。

イ 人件費、薬品費、動力費、修繕費、受水費、減価償却費、資産減耗費その他営業費用の合算額

ロ 支払利息と資産維持費（水道施設の計画的な更新等の原資として内部留保すべき額）との合算額

ハ 営業収益の額から給水収益を控除した額



※料金改定率16.9%の場合の試算（金額は、令和6年度から令和9年度における1年間当たりの平均額（推計））

※営業外収益のうち、長期前受金戻入額（工事負担金や国庫補助金等を収益化したもの）を除いた額を収益に計上

※長期前受金戻入額のうち、料金で賄われるべきではない部分のみ控除収益に計上



## 水道法第22条の4

水道事業者は、長期的な観点から、給水区域における一般の水の需要に鑑み、水道施設の計画的な更新に努めなければならない。

- 2 水道事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、**水道施設の更新に要する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し、これを公表するよう努めなければならない。**

## 水道法施行規則第17条の4

水道事業者は、法第二十二條の四第二項の収支の見通しを作成するに当たり、


**三十年以上の期間を定めて、その事業に係る長期的な収支を試算するものとする。**

- 2 前項の試算は、算定期間における給水収益を適切に予測するとともに、水道施設の損傷、腐食その他の劣化の状況を適切に把握又は予測した上で水道施設の新設、増設又は改造（当該状況により必要となる水道施設の更新に係るものに限る。）の需要を算出するものとする。
- 3 前項の需要の算出に当たっては、水道施設の規模及び配置の適正化、費用の平準化並びに災害その他非常の場合における給水能力を考慮するものとする。
- 4 水道事業者は、第一項の試算に基づき、**十年以上を基準とした合理的な期間について収支の見通しを作成し、これを公表するよう努めなければならない。**
- 5 水道事業者は、収支の見通しを作成したときは、おおむね三年から五年ごとに見直すよう努めなければならない。

## 水道法施行規則第12条第2号、第3号

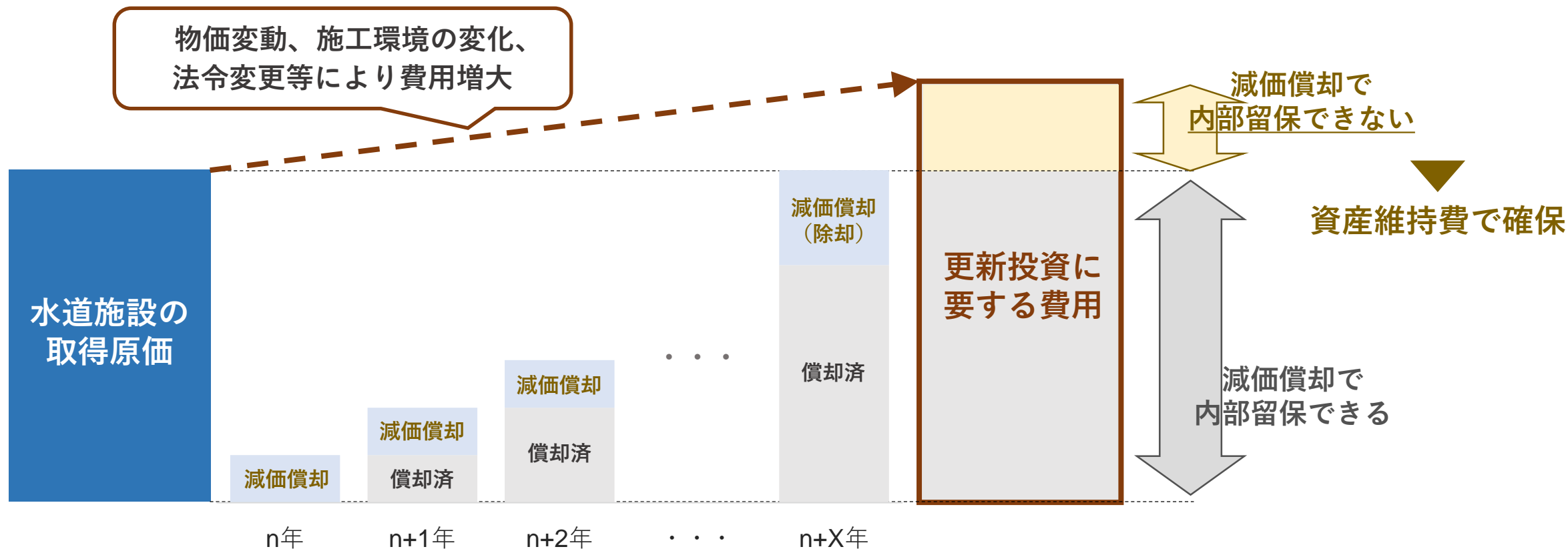
二 第十七條の四第一項の試算を行った場合にあっては、前号イ及びハに掲げる額が、当該試算に基づき、算定時から**おおむね三年後から五年後までの期間について算定されたもの**であること。

三 前号に規定する場合にあっては、料金が、同号の期間ごとの適切な時期に見直しを行うこととされていること。

 次期中期経営計画期間である、令和6年度から令和9年度の**4年間を料金算定期間**とする。

- 資産維持費とは、**水道施設の計画的な更新等の原資として内部留保すべき額**です。

※水道法施行規則第12条第1号より

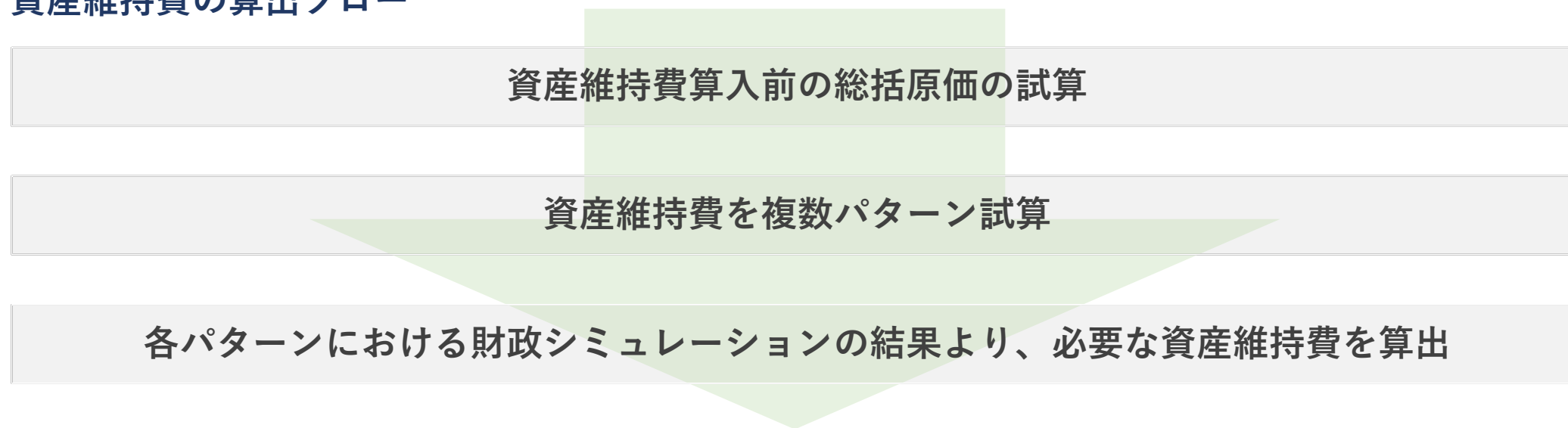


- 総括原価に含まれる資産維持費を利潤として内部留保することで、将来の建設改良費等の財源として確保することが必要です。

※厚生労働省医薬・生活衛生局水道課『改正水道法による経営基盤強化の動き』を一部加工

- ・資産維持費は、**対象資産（償却資産額の料金算定期間期首及び期末の平均残高）の3%を標準**として計上する方法が示されています。  
※公益社団法人日本水道協会『水道料金算定要領』より
- ・本市では、資産維持費について、複数のパターンで試算を行い、財政シミュレーションの結果より、必要な資産維持費を算出します。

## 資産維持費の算出フロー



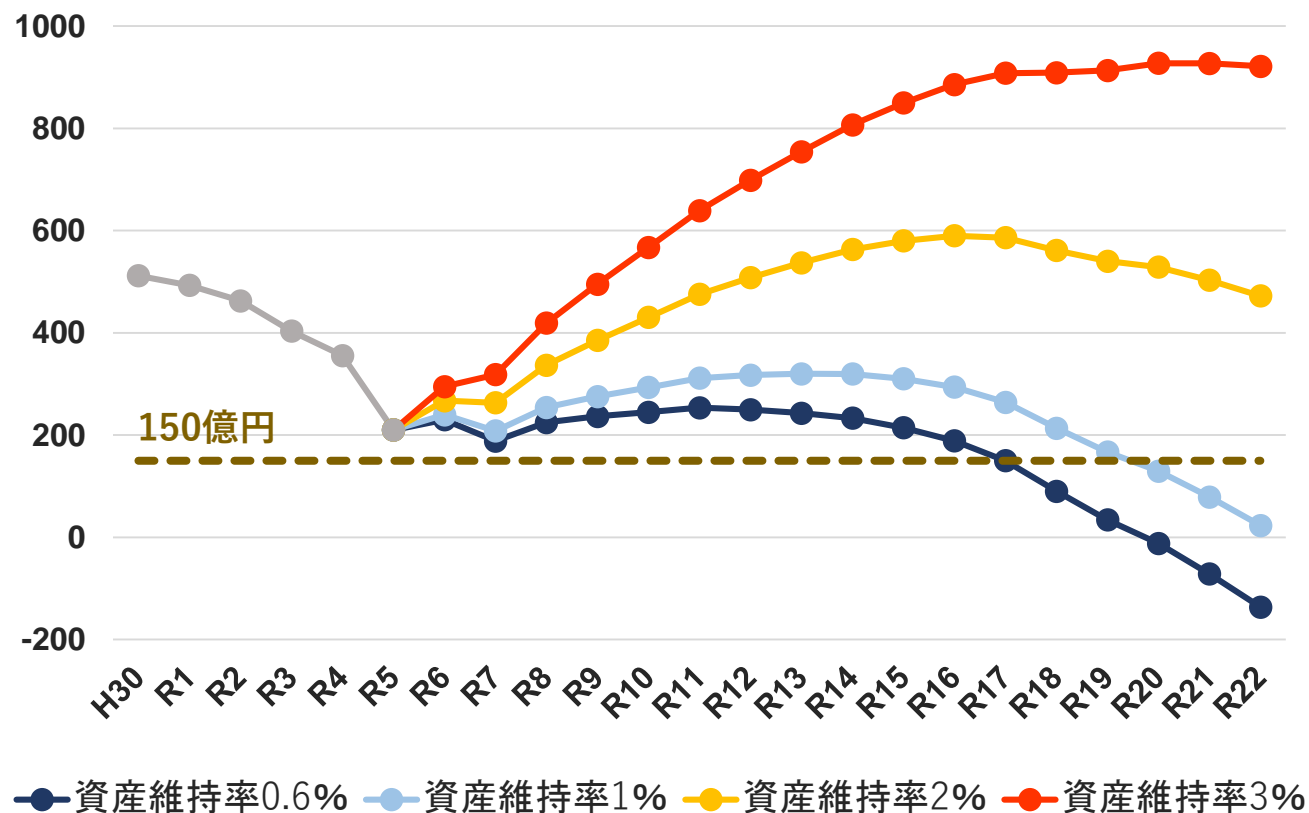
- ・複数の資産維持率に基づいて、資産維持費及び料金改定率を算出します。
- ・また各資産維持率における資金残高の推移イメージは以下のとおりです。

## 資産維持率と料金改定率の関係

○令和6年度期首と令和9年度期末時点における償却資産額の平均残高(約2,745億円)に資産維持率を掛けて資産維持費を算出

資産維持率	資産維持費	料金改定率
0.6%	18億円	16.9%
1.0%	27億円	20.3%
1.3%	36億円	22.9%
2.0%	55億円	29.9%
3.0%	82億円	39.5%

## 資金残高の推移イメージ (充当率40%の場合)

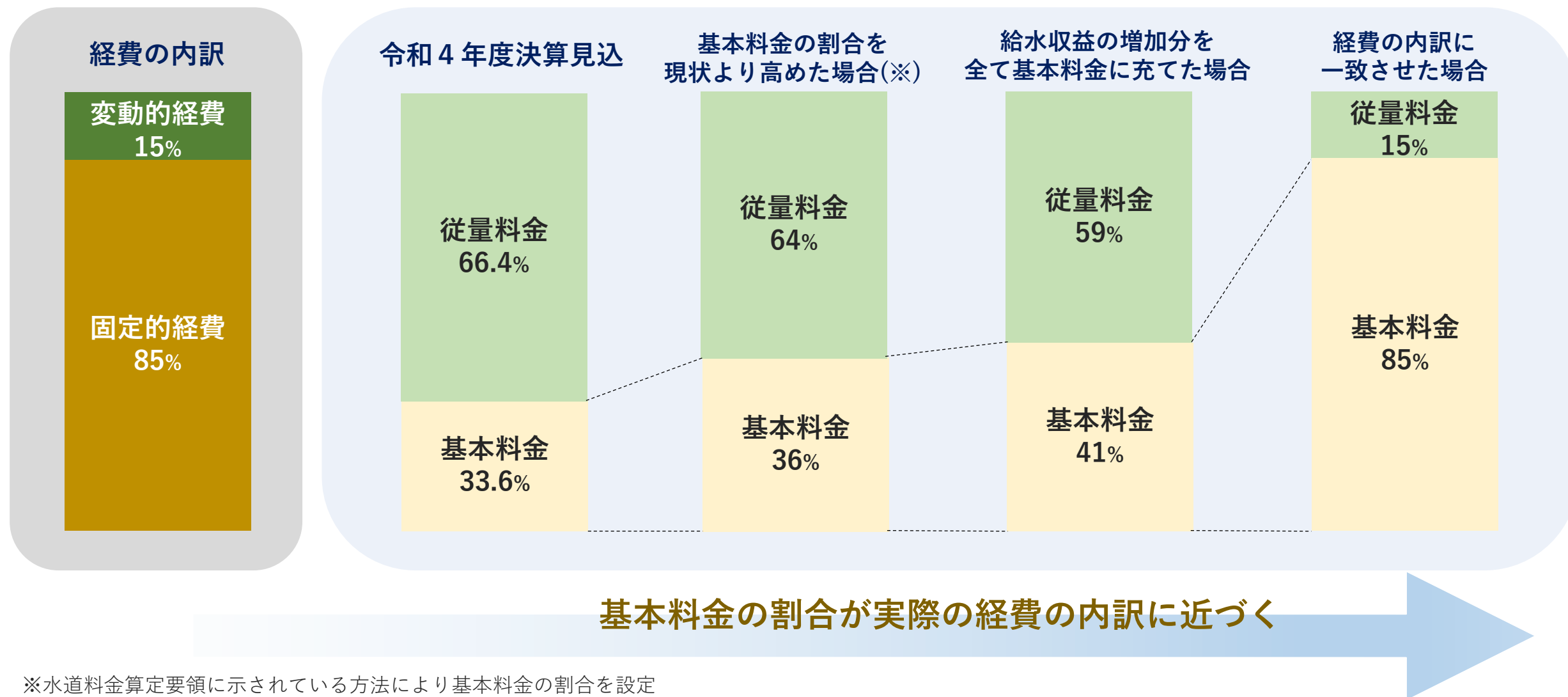


※料金改定率16.9%については企業債充当率40%  
 料金改定率22.9%については企業債充当率30%の場合を示す

# 料金体系の検討

3

- ・ 固定的経費の割合に近づけるよう、基本料金の割合を高めることを検討します。



※水道料金算定要領に示されている方法により基本料金の割合を設定

- ・基本料金の原価は、検針・集金関係費、量水器関係費、その他固定的経費から構成されます。
- ・口径が大きくなるほど、原価が高くなるため、基本料金は高くなります。

固定的経費

口径により給水準備に必要な経費が異なる  
→ 口径別の水量比率に基づき原価配賦

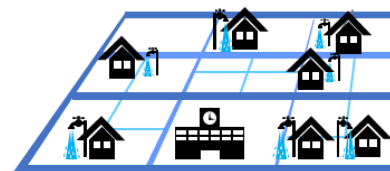
量水器関係費

口径によりメーター価格が異なる  
→ メーター取得価格に基づき原価配賦

検針・集金  
関係費

口径に関わらず一定

小口利用者中心



配水池容量 **小**  
配水管の口径 **小** etc.

→ 固定的経費が小さい

大口利用者中心



配水池容量 **大**  
配水管の口径 **大** etc.

→ 固定的経費が大きい



給水メーター  
(左が13mm、右が40mm)

口径が大きいほど  
メーター価格が高い

→ 量水器関係費に影響

- ・ 料金水準を16.9%上昇させると仮定した場合の基本料金は以下のとおりです。
- ・ 基本料金と従量料金を定率で増加させた場合と比較して、基本料金の割合を高めるほど、増額が大きくなります。

## 基本料金（円・税抜）

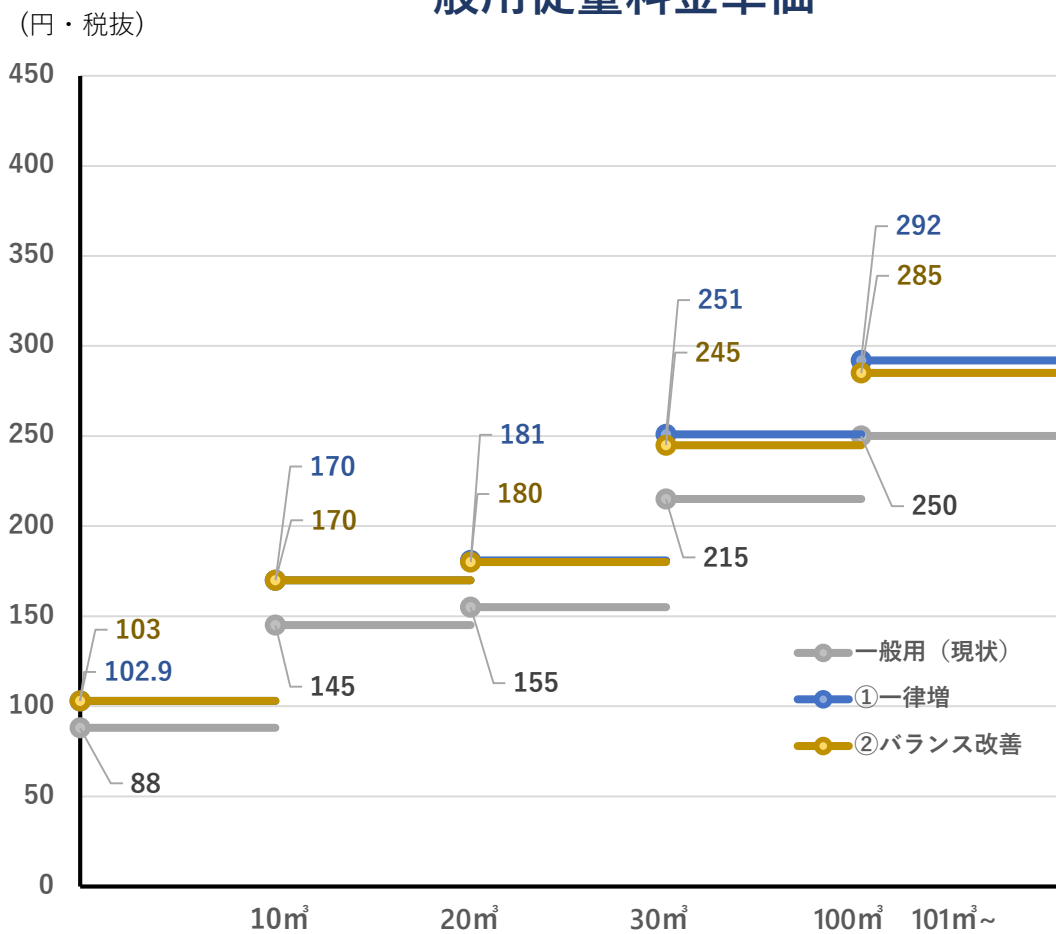
メーターの口径	現行 基本料金の割合：33.6%	定率で増加 (基本料金の割合：33.6%)	バランスを改善 (基本料金の割合：36%)	基本料金のみ改定 (基本料金の割合：41%)	固定的経費＝基本料金 (基本料金の割合：85%)
20mm以下	880	1,029 (+149)	1,030 (+150)	1,180 (+300)	2,310 (+1,430)
25mm	1,700	1,987 (+287)	2,200 (+500)	2,600 (+900)	5,600 (+3,900)
40mm	4,500	5,261 (+761)	6,200 (+1,700)	7,800 (+3,300)	19,800 (+15,300)
50mm	8,800	10,287 (+1,487)	12,100 (+3,300)	15,500 (+6,700)	39,900 (+31,100)
75mm	21,700	25,367 (+3,667)	30,800 (+9,100)	40,300 (+18,600)	108,000 (+86,300)
100mm	41,000	47,929 (+6,929)	61,300 (+20,300)	82,700 (+41,700)	234,200 (+193,200)
150mm	106,000	123,914 (+17,914)	151,500 (+45,500)	199,300 (+93,300)	539,100 (+433,100)
200mm	212,000	247,828 (+35,828)	338,900 (+126,900)	472,600 (+260,600)	1,421,700 (+1,209,700)



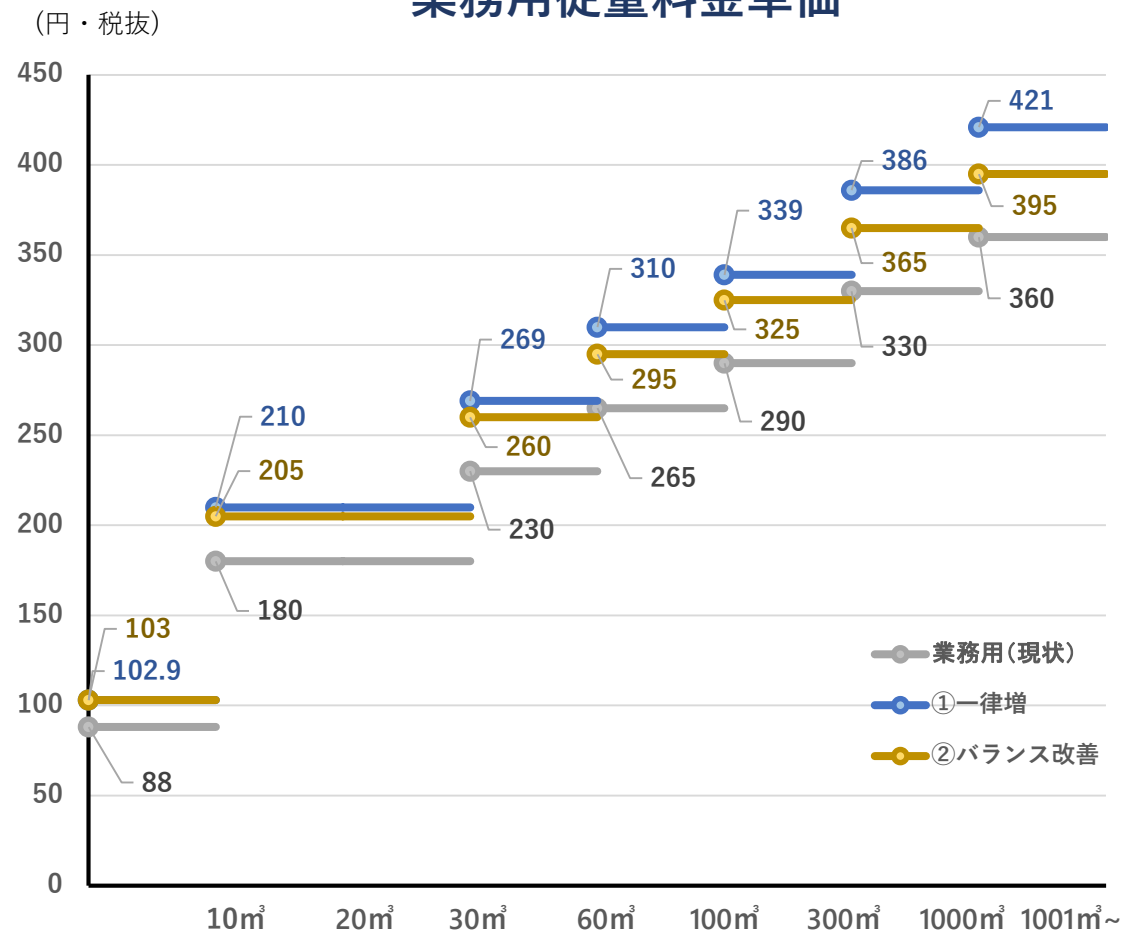
- ・ 料金水準を16.9%上昇させると仮定した場合の従量料金は以下のとおりです。
- ・ 従量料金を定率で増加させた場合、大きい水量区画ほど、増額が大きくなります。  
そのため、水量区画ごとに率ではなく額で増加させることで、バランスが改善されます。

		従量料金（税抜） ※1 m <sup>3</sup> につき		
区分	水量	現行 (基本料金の割合：33.6%)	定率で増加 (基本料金の割合：33.6%)	バランスを改善 (基本料金の割合：36%)
一般用	～ 20	145	170(+25)	170(+25)
	21 ～ 30	155	181(+26)	180(+25)
	31 ～ 100	215	251(+36)	245(+30)
	101 ～	250	292(+42)	285(+35)
業務用	～ 30	180	210(+30)	205(+25)
	31 ～ 60	230	269(+39)	260(+30)
	61 ～ 100	265	310(+45)	295(+30)
	101 ～ 300	290	339(+49)	325(+35)
	301 ～ 1,000	330	386(+56)	365(+35)
	1,001 ～	360	421(+61)	395(+35)

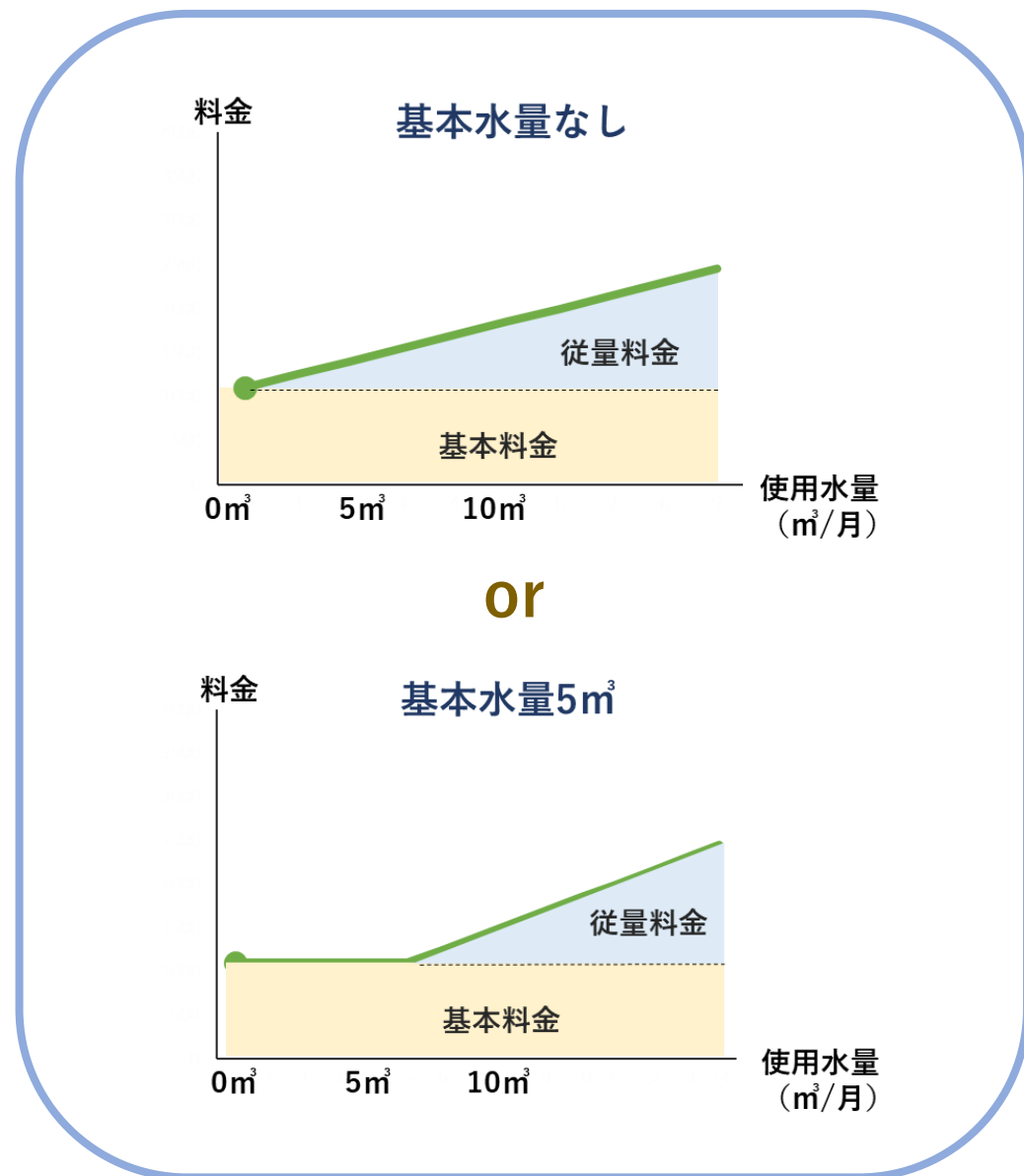
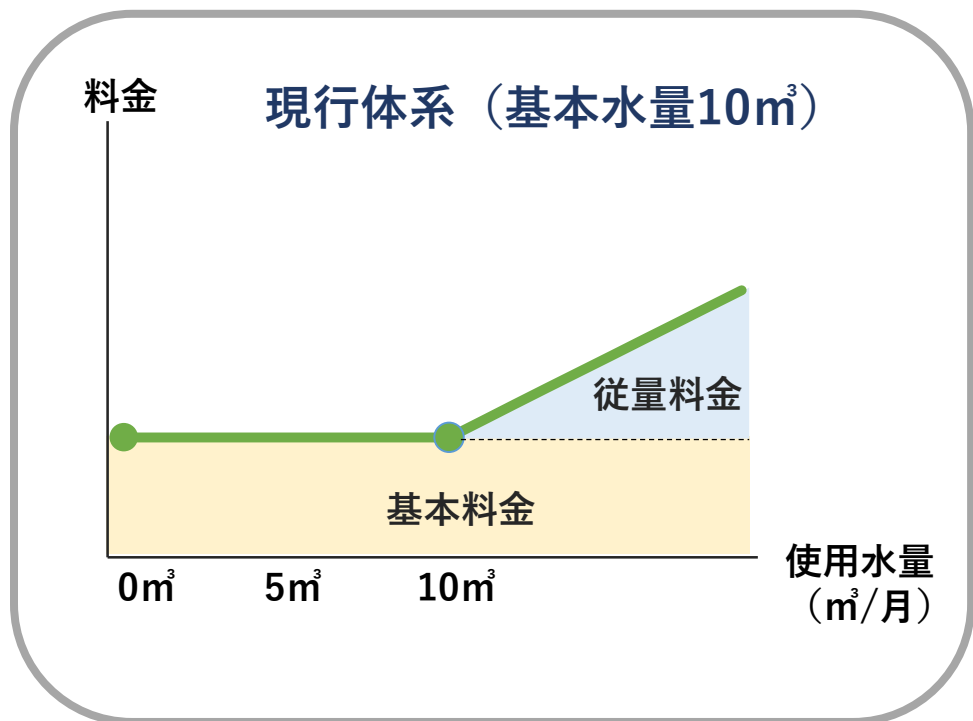
## 一般用従量料金単価



## 業務用従量料金単価



- ・本市では、口径13mm・20mmの利用者は、基本料金のみで月10 $\text{m}^3$ まで使用できます。
- ・基本水量の5 $\text{m}^3$ への引き下げ及び廃止について検討します。



- 他都市では、基本水量の変更に伴い、小口径の小水量区画の従量料金単価を、暫定的に低廉な金額に設定している事例があります。

## 名古屋市の従量料金単価（1戸・1か月）

 (円/m<sup>3</sup>・税抜)

	口径 (mm)	1~ 6m <sup>3</sup>	7~ 10m <sup>3</sup>	11~ 20m <sup>3</sup>	21~ 30m <sup>3</sup>	31~ 50m <sup>3</sup>	51~ 100m <sup>3</sup>	101~ 300m <sup>3</sup>	301 m <sup>3</sup> ~
一般用	~25	—	<b>10</b>	154	212	247	277	302	317
	40~	247							
業務用	40~			267			297	322	327

## 広島市の従量料金単価（1戸・1か月）

 (円/m<sup>3</sup>・税抜)

	1~ 10m <sup>3</sup>	11~ 15m <sup>3</sup>	16~ 20m <sup>3</sup>	21~ 40m <sup>3</sup>	41~ 100m <sup>3</sup>	101~ 200m <sup>3</sup>	201 m <sup>3</sup> ~
家事用	<b>5</b>	106	168	203	229	241	
業務用			193	228	257	288	316

料金表

4

- ◆ 料金収入で確保すべき額を334億円（改定率約16.9%、47億円増）と設定し、複数パターンで試算を行います。

案A : 現行料金表に改定率を乗じる

案B : 基本料金の割合を高めるべく、収益増加分全て基本料金で増額

案C : 基本料金の割合を現状より高め、従量料金は使用水量区画ごとに増加額を設定  
さらに基本水量を10m<sup>3</sup>、5m<sup>3</sup>、なしの3パターンで設定

	案A	案B	案C-1	案C-2	案C-3
<b>基本料金</b>	16.9%増	41.4%増	基本水量10m <sup>3</sup>	基本水量5m <sup>3</sup>	基本水量なし
			20%増	15%増	15%増
<b>従量料金</b>	16.9%増	現行料金を維持	水量区画ごとに増 (15%増)	水量区画ごとに増 (16%増)	水量区画ごとに増 (19%増)
				~ 30m <sup>3</sup>	+ 25円
				31 ~ 100m <sup>3</sup>	+ 30円
				101m <sup>3</sup> ~	+ 35円

※案Bと案Cの基本料金については、水量比率（理論流量比に使用水量を勘案して算出）を用いて試算

# 水道料金表案（1戸1か月・税抜）

## 基本料金（税抜）

メーターの口径	案A	案B	案C-1 基本水量 10㎡	案C-2 基本水量 5㎡	案C-3 基本水量 なし
20mm以下	1,029 (+149)	1,180 (+300)	1,030 (+150)	980 (+100)	980 (+100)
25mm	1,987 (+287)	2,600 (+900)		2,200 (+500)	
40mm	5,261 (+761)	7,800 (+3,300)		6,200 (+1,700)	
50mm	10,287 (+1,487)	15,500 (+6,700)		12,100 (+3,300)	
75mm	25,367 (+3,667)	40,300 (+18,600)		30,800 (+9,100)	
100mm	47,929 (+6,929)	82,700 (+41,700)		61,300 (+20,300)	
150mm	123,914 (+17,914)	199,300 (+93,300)		151,500 (+45,500)	
200mm	247,828 (+35,828)	472,600 (+260,600)		338,900 (+126,900)	
共用家事用	690 (+100)	690 (+100)		690 (+100)	

## 従量料金（税抜） ※1㎡につき

区分	水量	案A	案B	案C-1 基本水量10㎡	案C-2 基本水量5㎡	案C-3 基本水量なし
一般用	~5 (口径20mm以下)	—	—	—	—	10(+10)
	~10 (口径20mm以下)	—	—	—	10(+10)	10(+10)
	~20	170(+25)	145(-)		170(+25)	
	21~30	181(+26)	155(-)		180(+25)	
	31~100	251(+36)	215(-)		245(+30)	
	101~	292(+42)	250(-)		285(+35)	
業務用	~5 (口径20mm以下)	—	—	—	—	10(+10)
	~10 (口径20mm以下)	—	—	—	10(+10)	10(+10)
	~30	210(+30)	180(-)		205(+25)	
	31~60	269(+39)	230(-)		260(+30)	
	61~100	310(+45)	265(-)		295(+30)	
	101~300	339(+49)	290(-)		325(+35)	
	301~1,000	386(+56)	330(-)		365(+35)	
	1,001~	421(+61)	360(-)		395(+35)	
公衆浴場用	1㎡につき	117(+17)	100(-)		115(+15)	
共用家事用	1㎡につき	94(+14)	80(-)		95(+15)	

※括弧内は現行料金との差額

# 料金及び影響額の例（1戸1か月・税抜）

		現行	案A	案B	案C-1,2	案C-3
一般用	20mm - 10m <sup>3</sup>	880	1,029 (+149)	1,180 (+300)	1,030 (+150)	1,080 (+200)
	20mm - 15m <sup>3</sup>	1,605	1,879 (+274)	1,905 (+300)	1,880 (+275)	1,930 (+325)
	20mm - 20m <sup>3</sup>	2,330	2,729 (+399)	2,630 (+300)	2,730 (+400)	2,780 (+450)
	20mm - 30m <sup>3</sup>	3,880	4,539 (+659)	4,180 (+300)	4,530 (+650)	4,580 (+700)
	20mm - 40m <sup>3</sup>	6,030	7,049 (+1,019)	6,330 (+300)	6,980 (+950)	7,030 (+1,000)
業務用	20mm - 10m <sup>3</sup>	880	1,029 (+149)	1,180 (+300)	1,030 (+150)	1,080 (+200)
	20mm - 15m <sup>3</sup>	1,780	2,079 (+299)	2,080 (+300)	2,055 (+275)	2,105 (+325)
	20mm - 40m <sup>3</sup>	6,780	7,919 (+1,139)	7,080 (+300)	7,730 (+950)	7,780 (+1,000)
	25mm - 70m <sup>3</sup>	16,650	19,457 (+2,807)	17,550 (+900)	19,100 (+2,450)	
	50mm - 300m <sup>3</sup>	89,700	104,857 (+15,157)	96,400 (+6,700)	102,850 (+13,150)	
	100mm - 2000m <sup>3</sup>	712,900	833,699 (+120,799)	754,600 (+41,700)	802,550 (+89,650)	



		案A	案B	案C		
使用者への影響		基本料金・従量料金ともに同率での増額のため、少量使用者に対する影響は抑制できるが、多量使用者への負担（増加額）は大きい。	基本料金の上昇幅が大きくなり、少量使用者への影響は大きい。 一方で従量料金は現状維持となるため、多量使用者への負担は軽減される。	案Aに近いが、従量料金の増加幅を抑えている分、多量使用者、特に業務用への負担は一定程度軽減される。		
逡増度		最低単価：102.9円 最高単価：421円  <b>4.09 ⇒ 4.09</b> (同率増のため変化なし)	最低単価：118円 最高単価：360円  <b>4.09 ⇒ 3.05</b> (▲1.04)	<基本水量10m <sup>3</sup> ・5m <sup>3</sup> > 最低単価：103円 最高単価：395円  <b>4.09 ⇒ 3.83</b> (▲0.26)	<基本水量なし> 最低単価：108円 最高単価：395円  <b>4.09 ⇒ 3.66</b> (▲0.43)	
基本料金・従量料金のバランス		基本料金の割合 <b>33.6% (R4) ⇒ 34.3%</b> (+0.7%)	基本料金の割合 <b>33.6% (R4) ⇒ 41.4%</b> (+7.8%)	基本料金の割合 <基本水量10m <sup>3</sup> > <b>33.6%(R4) ⇒ 35.6%</b> (+2.0%) <基本水量5m <sup>3</sup> > ⇒ <b>34.3%</b> (+0.7%) <基本水量なし> ⇒ <b>33.8%</b> (+0.2%)		
まとめ	少量使用者の負担	小	大	中		
	多量使用者の負担	大	小	中		
	逡増度	変化なし	大幅に低下	一定程度低下		
	基本水量	現状維持	現状維持	10m <sup>3</sup>	5m <sup>3</sup>	なし
	基本料金の割合	変化なし	大幅に上昇	一定程度上昇	変化なし	一定程度低下

# 參考資料



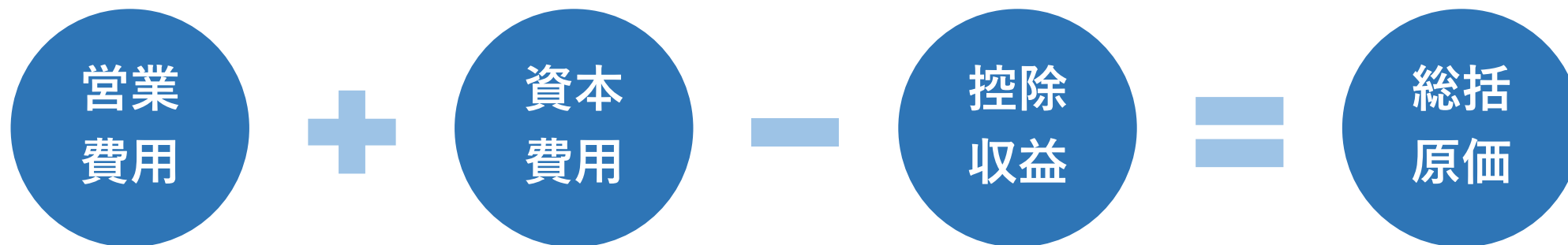
## 水道料金の現状（令和4年度実績）

口径(mm)	調定件数(件)			水量(m3)		
	一般用	業務用	計	一般用	業務用	計
13,20	9,191,745	400,926	<b>9,592,671</b>	126,603,027	4,879,079	<b>131,482,106</b>
25	94,006	65,092	<b>159,098</b>	1,898,396	2,591,479	<b>4,489,875</b>
40	25,081	41,861	<b>66,942</b>	3,346,336	5,432,597	<b>8,778,933</b>
50	9,907	15,611	<b>25,518</b>	2,231,460	4,558,884	<b>6,790,344</b>
75	5,926	6,083	<b>12,009</b>	3,592,679	5,293,697	<b>8,886,376</b>
100	1,040	1,578	<b>2,618</b>	1,331,347	3,007,705	<b>4,339,052</b>
150	60	396	<b>456</b>	116,101	1,275,160	<b>1,391,261</b>
200	24	168	<b>192</b>	108,999	1,883,499	<b>1,992,498</b>
計	9,327,789	531,715	<b>9,859,504</b>	139,228,345	28,922,100	<b>168,150,445</b>

口径(mm)	調定件数(件)															
	一般用水量(m3)						業務用水量(m3)									
	~10		11~20	21~30	31~100	101~	計	~10		11~30	31~60	61~100	101~300	301~1000	1001~	計
~5	6~10	~5						6~10								
13,20	1,912,000	2,037,056	3,075,850	1,598,578	566,967	1,294	<b>9,191,745</b>	211,447	61,376	87,413	28,502	7,792	4,172	224	0	<b>400,926</b>
25	45,462		19,455	14,187	13,204	1,698	<b>94,006</b>	24,860		18,111	10,250	5,437	5,589	821	24	<b>65,092</b>
40	7,186		3,750	2,574	5,600	5,971	<b>25,081</b>	7,857		9,059	6,768	5,159	8,408	3,944	666	<b>41,861</b>
50	802		640	498	2,216	5,751	<b>9,907</b>	1,291		1,907	2,309	1,915	4,181	3,018	990	<b>15,611</b>
75	68		92	49	538	5,179	<b>5,926</b>	184		202	316	432	1,545	1,921	1,483	<b>6,083</b>
100	0		12	2	33	993	<b>1,040</b>	61		33	36	56	233	425	734	<b>1,578</b>
150	0		0	0	0	60	<b>60</b>	0		10	24	14	62	34	252	<b>396</b>
200	0		0	0	0	24	<b>24</b>	0		0	0	0	0	10	158	<b>168</b>
計	4,002,574		3,099,799	1,615,888	588,558	20,970	<b>9,327,789</b>	307,076		116,735	48,205	20,805	24,190	10,397	4,307	<b>531,715</b>

- R5. 2. 16 第1回 水道事業経営の現状について・今後の議論の進め方
- R5. 3. 30 第2回 更新需要増大に関する投資のあり方
- R5. 5. 29 第3回 企業債の発行基準など資金確保の手法等
- R5. 7. 31 専門部会での審議状況報告 ※第101回審議会にて
- R5. 9. 25 第4回 企業債と料金水準のバランス・料金体系の課題
- R5. 10. 4 第5回 料金体系
- R5. 11～12 専門部会での審議状況報告 ※第102回審議会にて
- R5. 11～12 第6回 答申骨子（案）
- R5. 12 答申案報告 ※第103回審議会にて

- ・総括原価は、営業費用及び資本費用の合算額から、給与収益以外の収入額を控除して算出します。



- ・ただし、補助金等の減価償却見合い分を順次収益化する**長期前受金戻入額**については、例外的に以下の取扱いを行います。

**原則として控除項目には含めないが、補助金等の性質によっては、控除項目に含めることが適当**

➡ 料金で賄うべきでない金額（消火栓設置負担金、職員の児童手当）は、原価から控除する

※日本水道協会『水道料金算定要領』及び『水道料金算定要領に係る留意点等について』より

- ・本市の長期前受金戻入額の内容は以下のとおりです。
- ・**消火栓設置負担金**及び**一般会計補助金**は、**控除項目に含める**こととします。

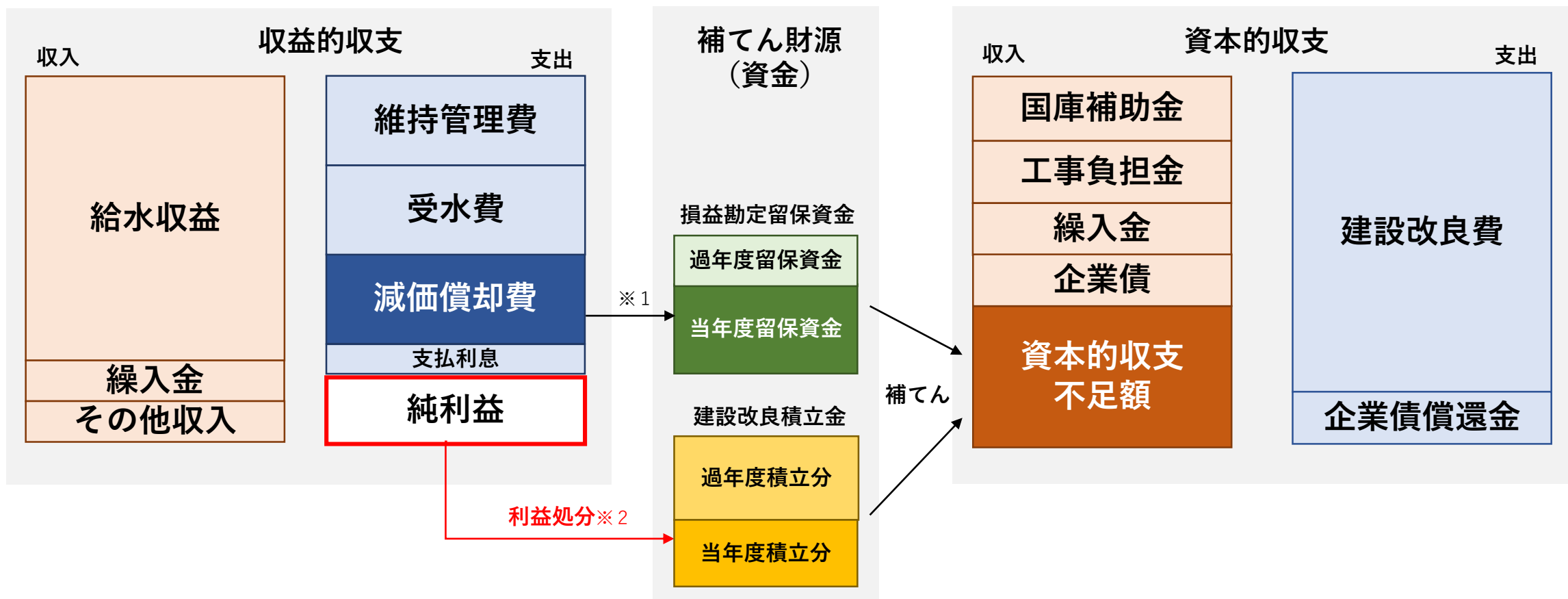
	内容	将来の見込み	控除の有無
<b>消火栓設置工事に係る 一般会計負担金</b>	消火栓の設置工事に対する一般会計の負担金 (総務省の定める『繰出基準』に基づく)	○	<b>控除有り</b>
<b>工事負担金</b>	水道施設の建設又は改良等に係る費用に対して 工事申請者から徴収する負担金	× (開発工事の減少による)	控除無し
<b>国庫補助金</b>	特定の工事に対する国からの補助金	× (R13以降対象工事なし)	控除無し
<b>一般会計補助金</b>	職員の児童手当に対する一般会計からの補助金 (総務省の定める『繰出基準』に基づく)	○	<b>控除有り</b>
<b>一般会計出資金</b>	特定の工事に対する一般会計からの補助金 (総務省の定める『繰出基準』に基づく)	× (R9以降対象工事なし)	控除無し
<b>基金繰入金</b>	水道施設の整備等に対して 過去に積み立てた基金を充当するもの	× (R11以降充当なし)	控除無し

# 昭和60年前後の財源構成

項目	昭和58年度	昭和59年度	昭和60年度	昭和61年度	昭和62年度	平均	構成比
収益的収支							
総収入	264億円	323億円	324億円	323億円	326億円	312億円	—
うち給水収益	210億円	262億円	264億円	265億円	267億円	254億円	—
総費用	281億円	286億円	290億円	294億円	299億円	290億円	—
うち支払利息	53億円	54億円	53億円	52億円	50億円	52億円	—
当期純損益	▲17億円	37億円	34億円	29億円	27億円	22億円	—
資本的支出							
建設改良費	124億円	108億円	126億円	119億円	98億円	115億円	147億円
企業債償還金	25億円	25億円	26億円	34億円	49億円	32億円	
資本的収入							
<b>企業債</b>	38億円	30億円	33億円	29億円	21億円	<b>30億円</b>	21%
工事負担金	47億円	40億円	57億円	55億円	39億円	48億円	32%
基金繰入金	9億円	9億円	8億円	7億円	4億円	7億円	5%
国庫補助金・その他	1億円	2億円	1億円	3億円	1億円	2億円	1%
<b>自己資金(補てん財源)</b>	54億円	54億円	53億円	59億円	82億円	<b>60億円</b>	41%
給水人口	1,376,555人	1,391,239人	1,398,506人	1,409,373人	1,424,399人		
有収水量	171,332,257m <sup>3</sup>	172,900,282m <sup>3</sup>	172,001,451m <sup>3</sup>	173,568,542m <sup>3</sup>	175,523,798m <sup>3</sup>		
企業債残高	710億円	716億円	723億円	718億円	690億円		

公営企業は「給水収益」「企業債」「国庫補助金」「工事負担金」「繰入金」等を財源とし、経営を行います。

## 公営企業会計の仕組み

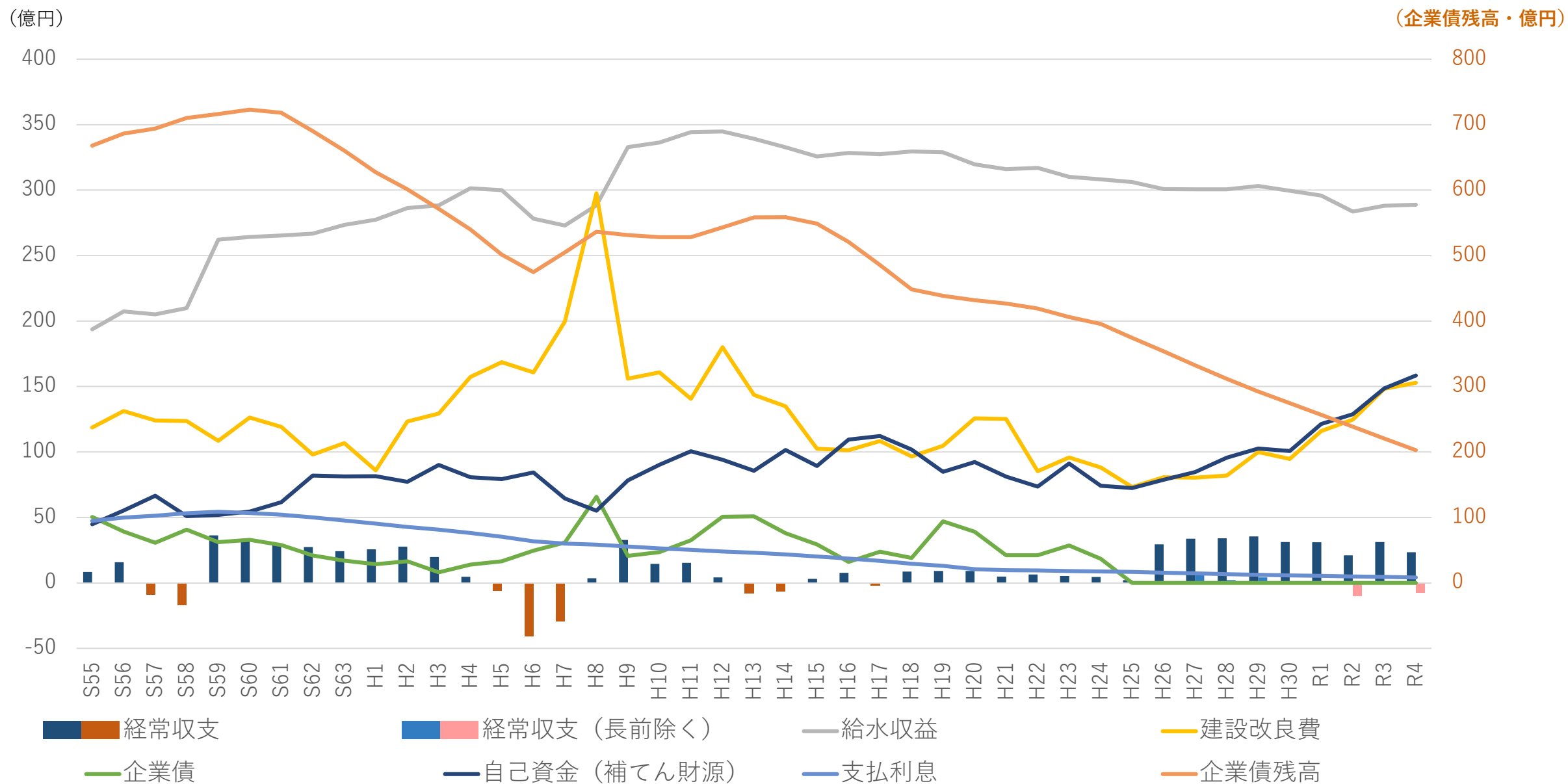


※1 減価償却費以外にも資産減耗費など他の非現金支出の合計額から、非現金収入（長期前受金戻入など）を除いた額が内部留保される

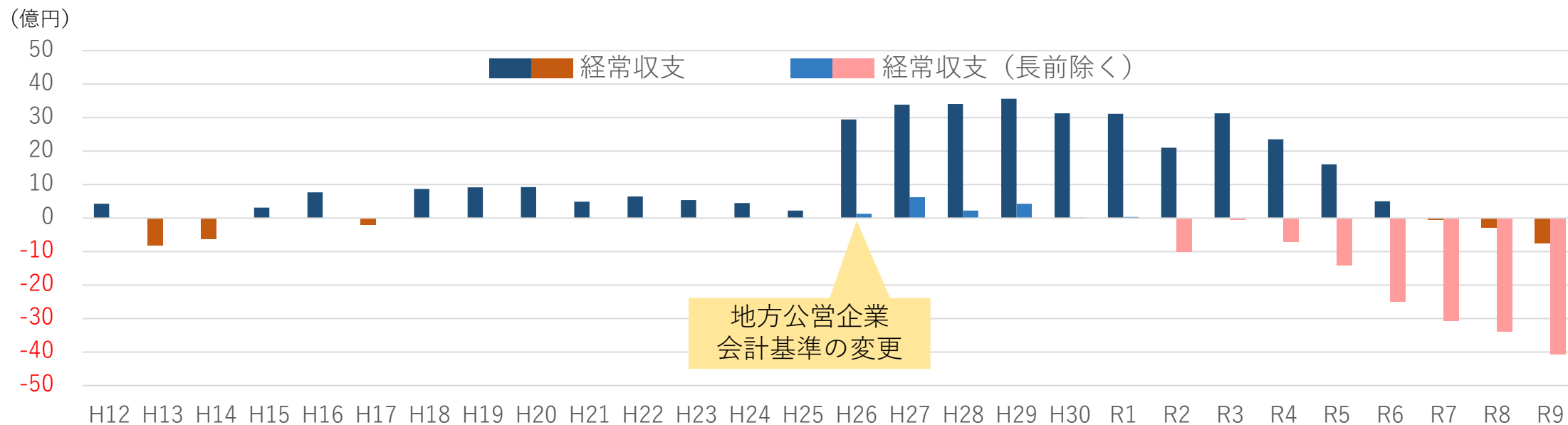
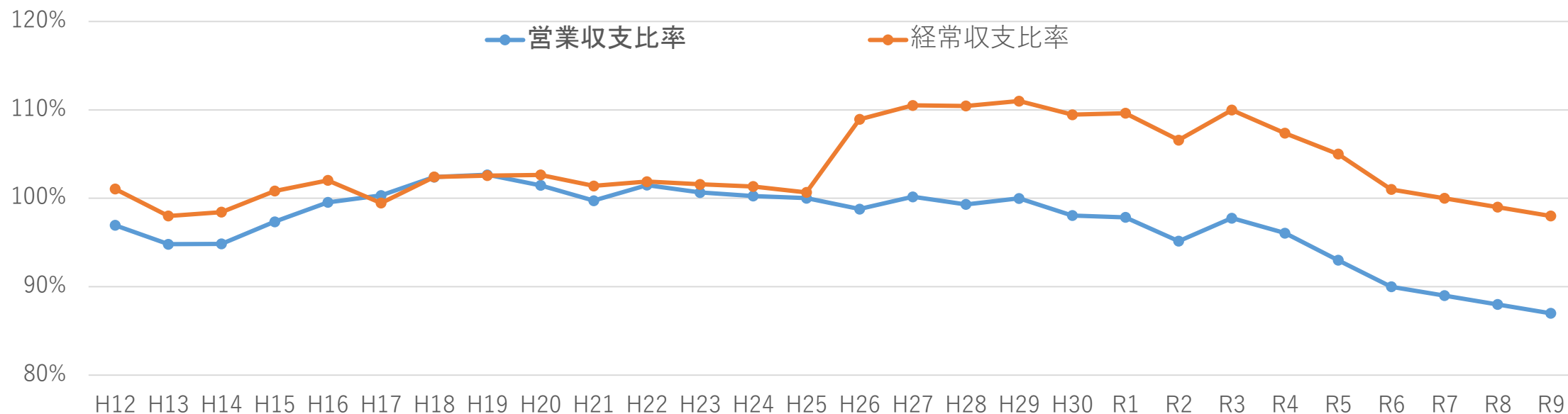
※2 神戸市の場合



# 各指標値の推移（昭和55年度～令和4年度）



# 各指標値の推移（平成12年度～）



・本市の水道料金は、固定的にかかる基本料金と、使用した水量に応じてかかる従量料金で構成されています。

## 基本料金（固定的にかかる料金）

メーター口径	(円・税抜)
20mm以下	880
25mm	1,700
40mm	4,500
50mm	8,800
75mm	21,700
100mm	41,000
150mm	106,000
200mm	212,000
共用家事用	590



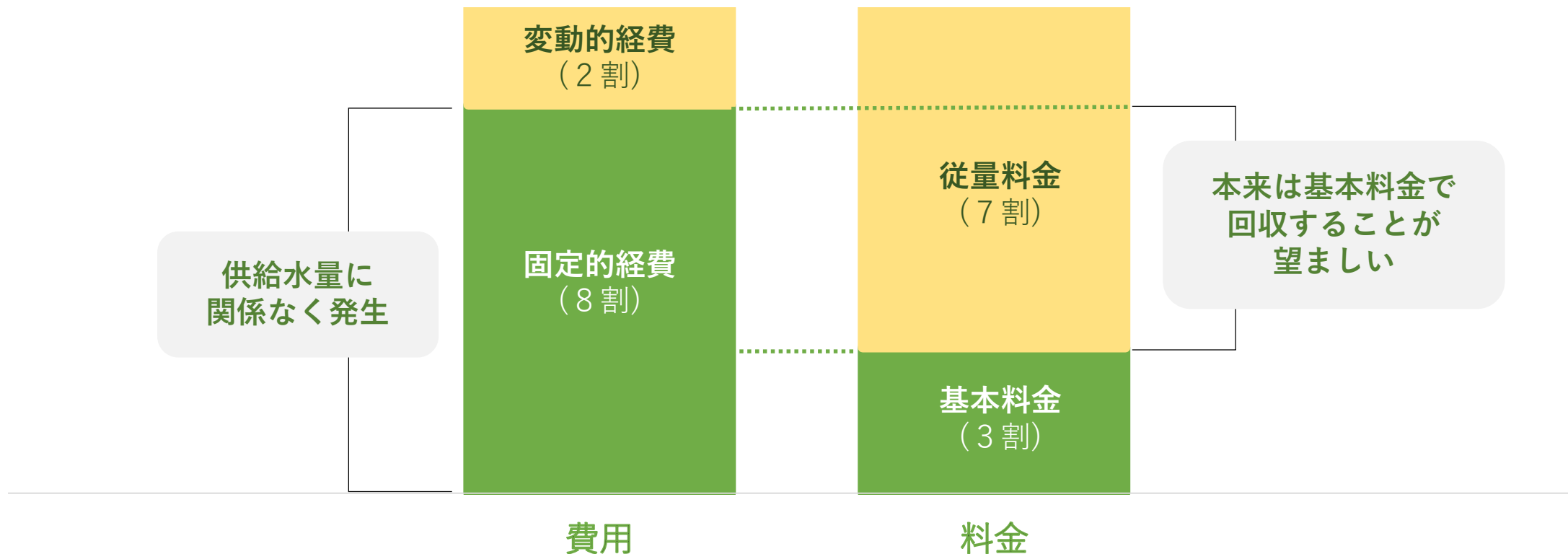
## 従量料金（使用した水量に応じて変動的にかかる料金）

区分	水量	1 m <sup>3</sup> あたり (円・税抜)
一般用	1～20m <sup>3</sup> (※)	145
	21～30m <sup>3</sup>	155
	31～100m <sup>3</sup>	215
	101m <sup>3</sup> ～	250
業務用	1～30m <sup>3</sup> (※)	180
	31～60m <sup>3</sup>	230
	61～100m <sup>3</sup>	265
	101～300m <sup>3</sup>	290
	301～1,000m <sup>3</sup>	330
	1,001m <sup>3</sup> ～	360
公衆浴場用	1 m <sup>3</sup> につき (※)	100
共用家事用	1 m <sup>3</sup> につき (※)	80

※メーター口径20mm以下の場合、10m<sup>3</sup>までは基本水量として基本料金に含まれる。

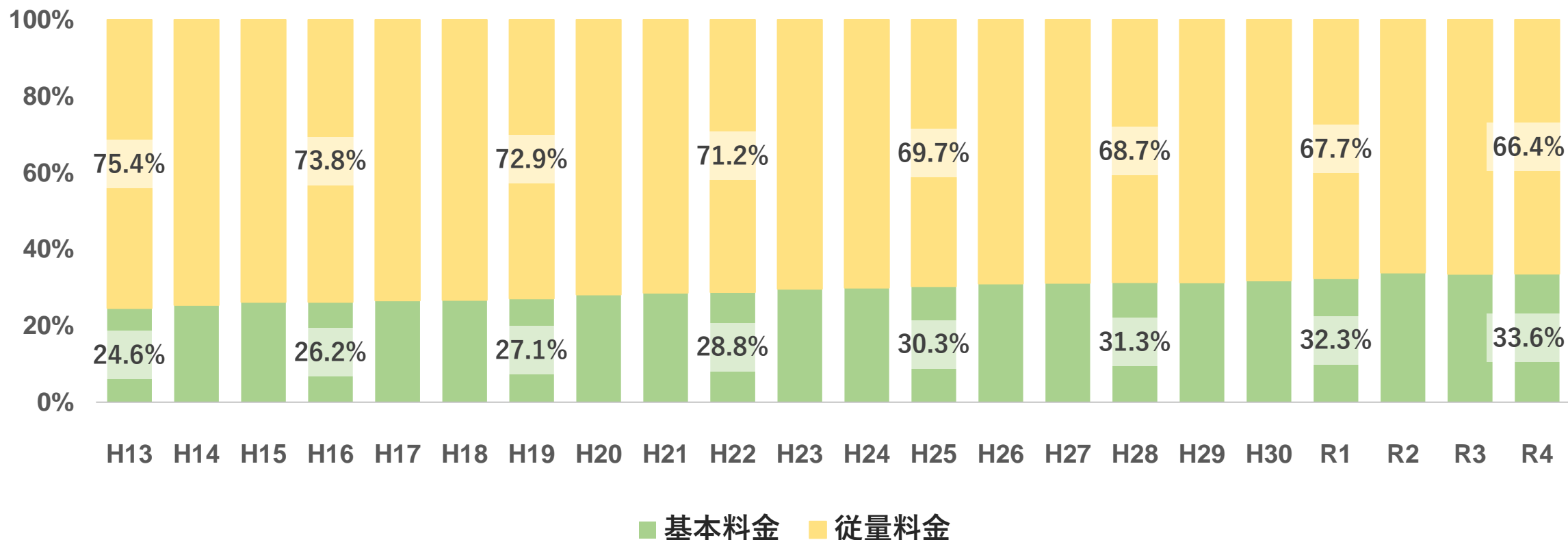
- ・本来、固定的経費は基本料金、変動費を従量料金で回収することが理想的な料金構造です。
- ・現在のバランスでは、固定的経費の多くを従量料金に頼っている状態です。

## 費用の構成と料金収入の構成の関係



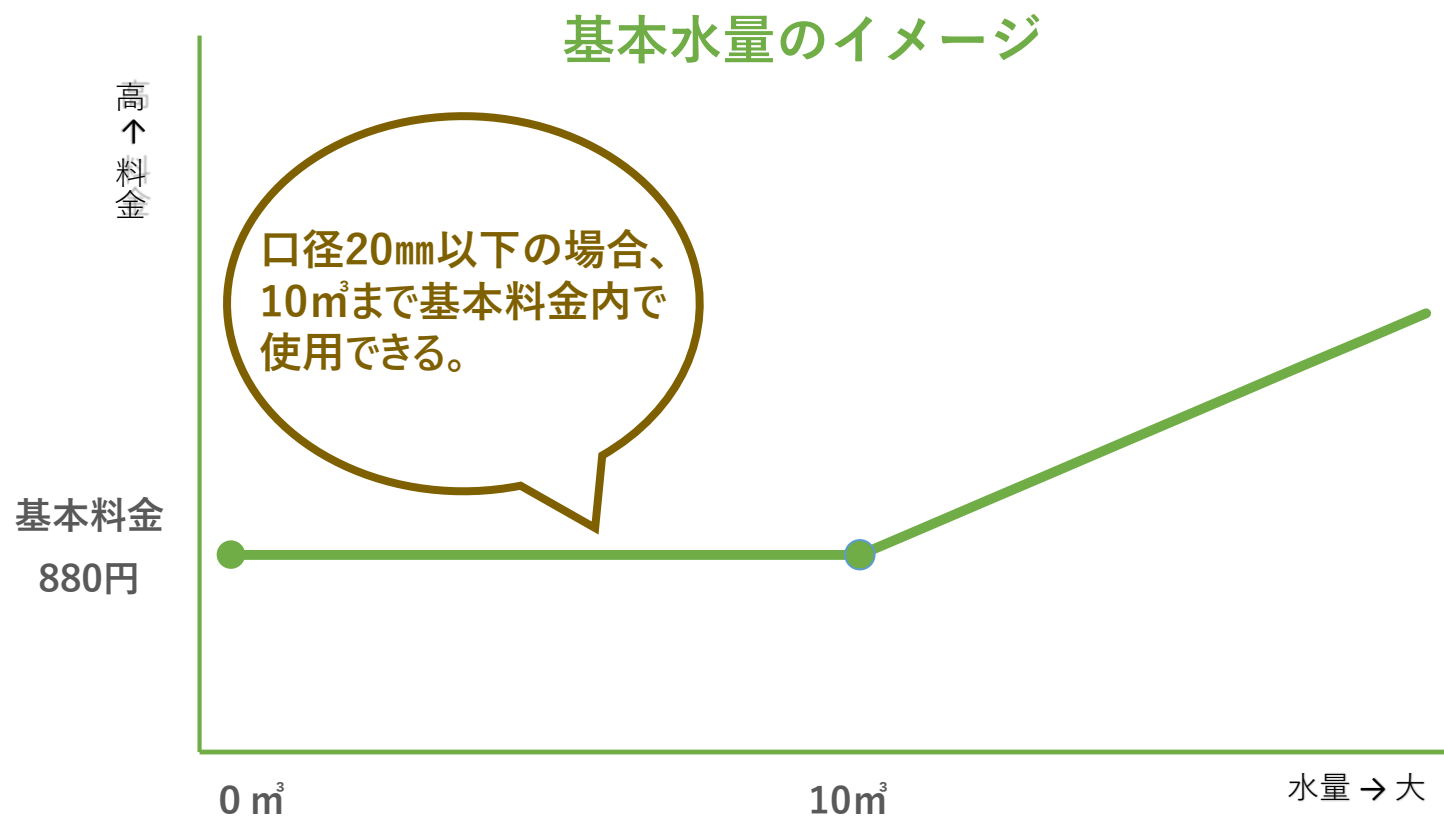
- ・給水戸数が増加している一方で、水需要は伸び悩み、近年は減少傾向が続いているため、基本料金の割合は年々高くなってきています（令和4年度時点で33.6%）

## 基本料金・従量料金割合推移（H13～R4年度）



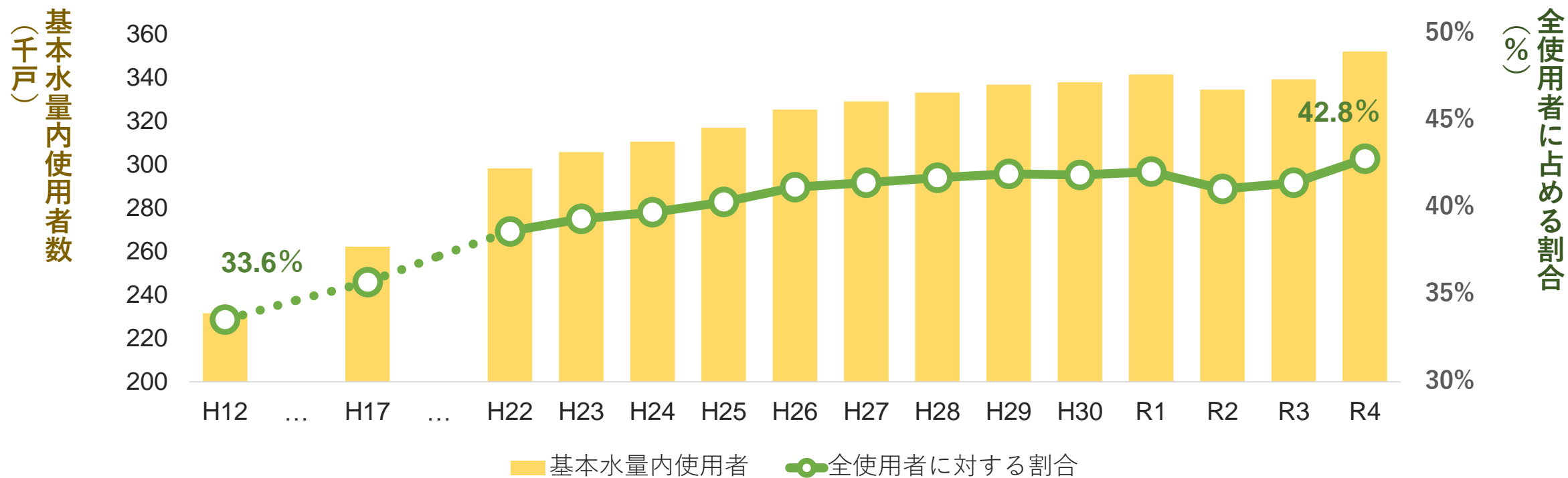
## 【基本水量制】

- ・神戸市では、口径13mm・20mmの利用者は、基本料金のみで月10 $\text{m}^3$ まで使用できます。



- ・ 節水機器の普及や世帯構成人数の減少により、基本水量内の使用者は増加傾向にあります。

## 基本水量内使用者数と全使用者数に占める割合



- ・基本水量を設定している多くの事業者において、料金改定に際し、引き下げ又は廃止を実施しています。

## 他事業者の最小口径における基本水量

	0 m <sup>3</sup>	5 m <sup>3</sup>	6 m <sup>3</sup>	8 m <sup>3</sup>	10m <sup>3</sup>
<b>政令市 + 東京都</b>	仙台市、千葉市、横浜市、新潟市、静岡市、浜松市、大阪市、堺市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市	東京都 京都市	名古屋市	さいたま市 川崎市 相模原市	札幌市 <b>神戸市</b>
<b>隣接市</b>	尼崎市、西宮市、宝塚市、三田市、淡路広域水道企業団	明石市		三木市	芦屋市 稲美町 <b>神戸市</b>

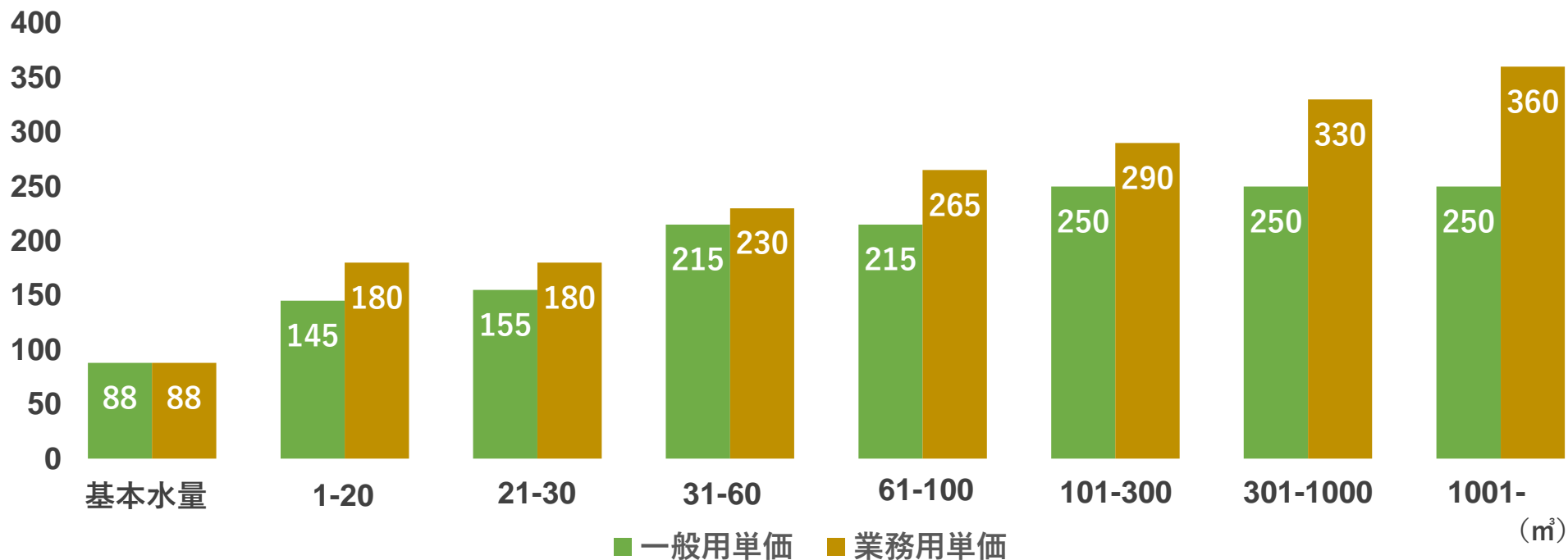
※千葉市は千葉県営水道、相模原市は神奈川県営水道の料金



- ・ 逦増制とは、使用量が多くなるほど従量料金の単価が高くなる料金体系です。
- ・ 使用量が少ない小口需要者の負担が少なく、大口需要者の負担が大きい制度です。

## 用途別の従量料金単価の違い

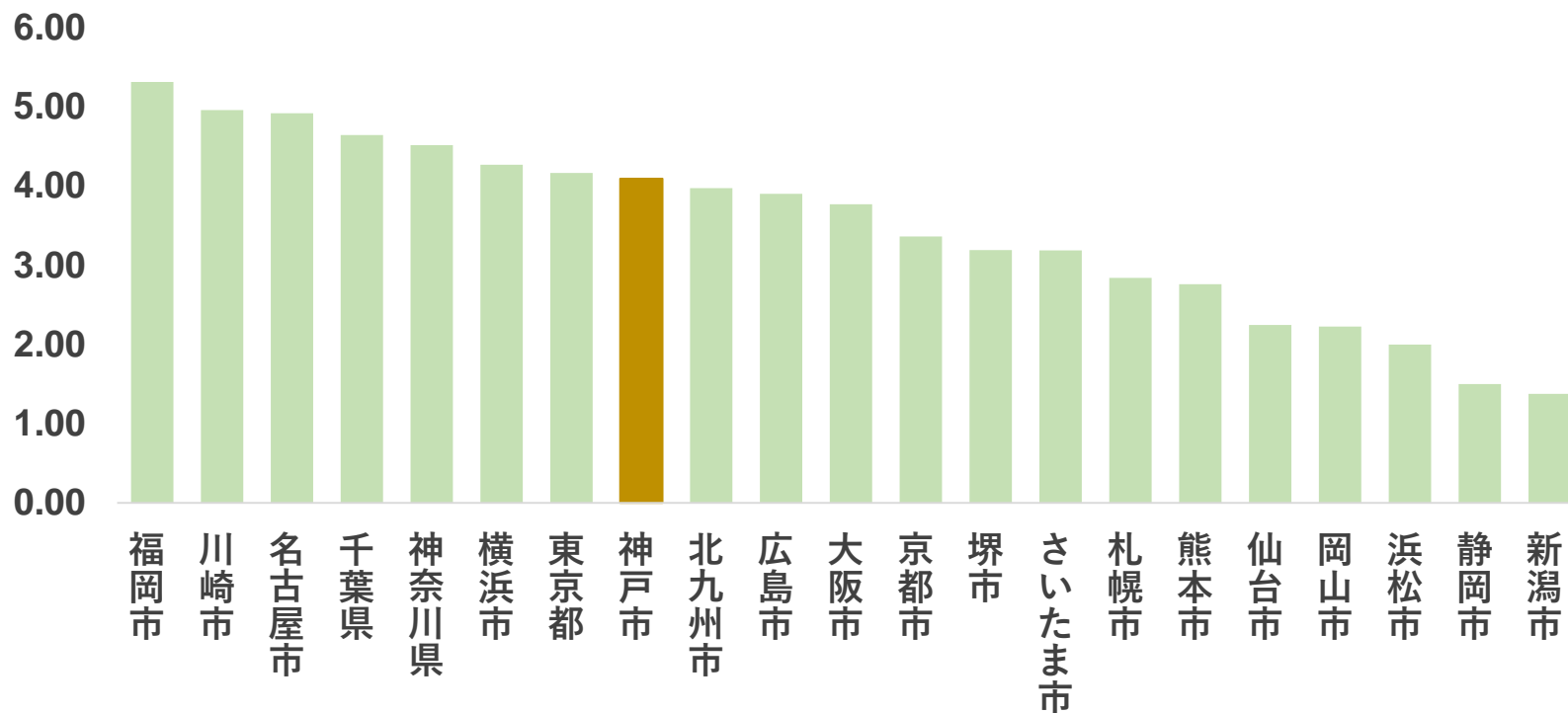
(円・税抜)



- 逦増度とは、従量料金の最高単価が、最も安価な使用区分における月10m<sup>3</sup>使用時の1m<sup>3</sup>あたり単価の何倍になっているかを示す指標です。  
(本市の場合：最高単価360÷88=4.09)
- 東京都を含む大都市の中では8番目に高い数値となっています。

	逦増度	最高単価 (税抜)	最低単価 (税抜)
福岡市	5.31	542	102.0
川崎市	4.96	357	72.0
名古屋市	4.92	327	66.5
千葉県	4.64	441	95.0
神奈川県	4.51	436	96.6
横浜市	4.27	413	96.8
東京都	4.16	404	97.0
<b>神戸市</b>	<b>4.09</b>	360	88.0
北九州市	3.97	310	78.0
広島市	3.90	316	81.0
大阪市	3.77	358	95.0
京都市	3.36	326	97.0
堺市	3.19	335	105.0
さいたま市	3.19	395	124.0
札幌市	2.84	375	132.0
熊本市	2.76	290	105.0
仙台市	2.25	310	138.0
岡山市	2.23	216	97.0
浜松市	2.00	200	100.0
静岡市	1.50	195	130.0
新潟市	1.38	172	125.0

## 大都市との逦増度の比較



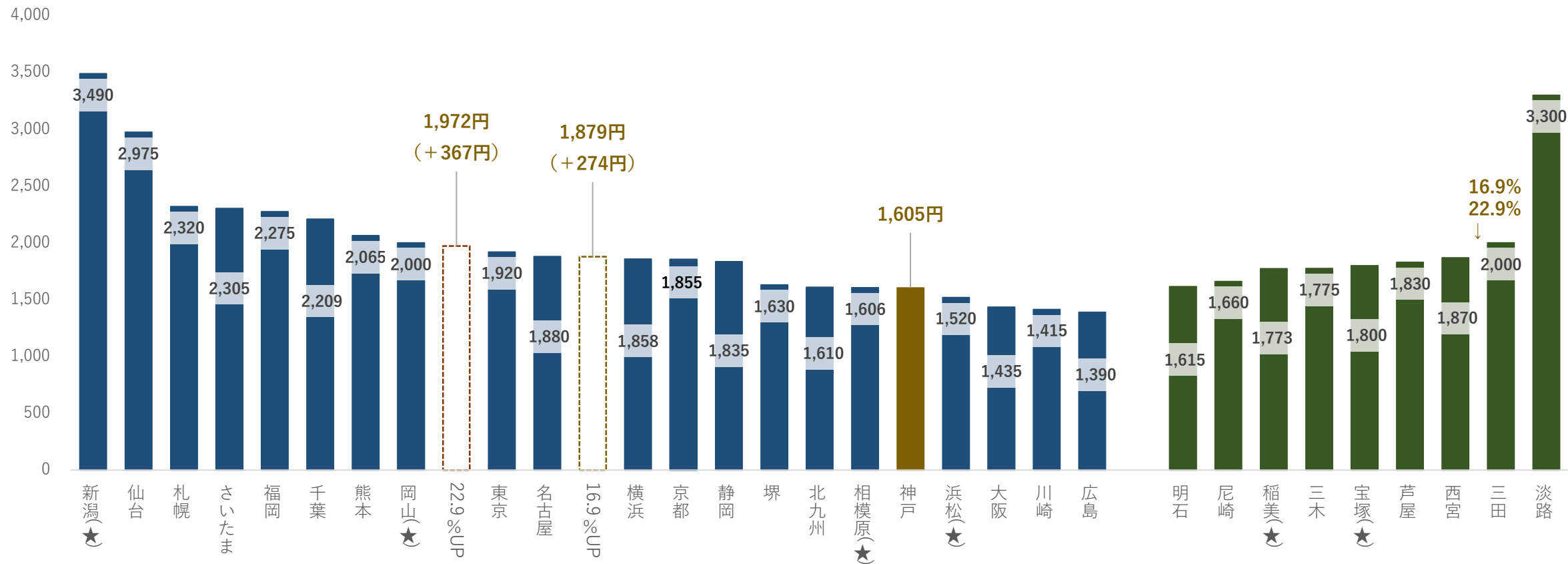
# 水道料金他都市比較 (15m<sup>3</sup>)

※一般（家事）用、口径20mm、1か月当たりの料金

※千葉市は千葉県営水道の料金、相模原市は神奈川県営水道の料金、淡路は淡路広域水道企業団の料金

※星印（★）は現在料金改定検討中の事業者

## 1か月で15m<sup>3</sup>使用したときの水道料金（税抜）



- ・ 理論的に充当率を設定することは難しいため、**定期的に充当率の見直しが必要**
- ・ なるべく**早い時期に料金改定**を行い、改定幅を小さくすることを目指すべき
- ・ 現行料金体系の設定当時と現在の経営環境は異なるので、**料金体系の検証が必要**
- ・ 市民の理解の上で料金の検討を進めるため、**様々なツールを使って市民に広報を**